全体財務書類に対する注記

１　重要な会計方針

(1)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ　昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②　無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

(2)　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物10年～50年

工作物10年～35年

物品4年～8年

　　②　無形固定資産（リース資産を除きます） 定額法

　　　（ソフトウェアについては庁内における見込み利用期間（5年）に基づく定額法によっています）

(3)　引当金の計上基準及び算定方法

①　退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

②　賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③　徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し） 、徴収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

(4)　リース取引の処理方法

①　ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

…通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

…通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②　オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5)　全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6)　消費税等の会計処理

　　　消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

(6)　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

２　追加情報

(1)　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①　全体会計の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、介護保険特別会計

②　地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③　千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2)　純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①　固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(3)　売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ　内訳

　　　　　該当資産なし

一般会計等財務書類に対する注記

１　重要な会計方針

(1)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ　昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②　無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

(2)　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物10年～50年

工作物10年～35年

物品4年～8年

(3)　引当金の計上基準及び算定方法

①　退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

②　賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4)　リース取引の処理方法

①　ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

…通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

…通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②　オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5)　資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6)　消費税等の会計処理

　　　消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

(7)　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

２　追加情報

(1)　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①　一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

②　地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③　千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2)　純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①　固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(3)　資金収支計算書に係る事項

①　基礎的財政収支 △5,471千円

②　既存の決算情報との関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入歳出決算書 | 514,370千円 | 494,462千円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | － | － |
| 資金収支計算書 | 514,370千円 | 494,462千円 |

③　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 △11,459千円

減価償却費 △42,762千円

賞与等引当金繰入額（増減額） △356千円

退職手当引当金繰入額（増減額） 1,792千円

純資産変動計算書の本年度差額 △52,786千円

連結財務書類に対する注記

１　重要な会計方針

(1)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ　昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②　無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

(2)　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物10年～50年

工作物10年～35年

物品4年～8年

　　②　無形固定資産（リース資産を除きます） 定額法

　　　（ソフトウェアについては庁内における見込み利用期間（5年）に基づく定額法によっています）

(3)　引当金の計上基準及び算定方法

①　退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

②　賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③　徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し） 、徴収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

(4)　リース取引の処理方法

①　ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

…通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

…通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②　オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5)　連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

　(6)消費税等の会計処理

　　　消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

ただし、一部の連結対象会計・団体については、税抜方式によっています。

２　追加情報

（1）連結会計の対象範囲

　　一般会計、介護保険特別会計、岩手県市町村総合事務組合

(2)　連結対象団体

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 岩手県市町村総合事務組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | － |

一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

（3）出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(4)　表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(5)　売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

　　該当なし